

令和8年2月4日

# 鳥取県の再犯防止推進事業について

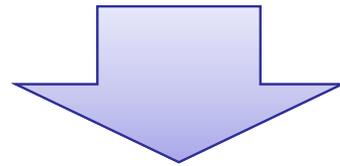
鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課

# 鳥取県の再犯防止推進事業(直接支援)

<h2>鳥取県立ハローワークによる出所者等就労支援(R1.9~)</h2>	<h2>保護司よりそい支援事業(R7.4~)</h2>
<ul style="list-style-type: none"><li>・県立の無料職業紹介事業(鳥取県立ハローワーク)に、刑務所出所者等の専門就労支援員を1名配置。</li><li>・協力雇用主の開拓や、出所者等と企業とのマッチング等を実施。</li><li>・その他、啓発活動(セミナーの実施)や出所前の受刑者に対しての釈放前就労指導を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・全保護司を対象として、元保護観察対象者等から元担当保護司に相談があり、対応した場合、報告していただき、1回につき定額(3,440円)を支給。</li><li>・満期釈放者等からの相談を受け付け、関係機関につなぐため、各保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」(鳥取、倉吉、米子保護区の3か所)に相談支援窓口を設置。</li></ul>

# 保護司よりそい支援事業 経緯

- 地域生活定着支援センターは、高齢・障がいのある出所者等の相談支援を行う機関であるが、実態としては対象外の方及びその家族から相談が寄せられることも多く、できる範囲でアドバイス等を行っていた。
- 一般の出所者等に対しては、定着支援センターが行っている伴走型支援を行うことができていないが、一方で出所者等の再犯者数を減少させるためには、出所者等の社会からの孤独・孤立を防ぎ、安定・自立した生活のサポートが必要であり、**高齢者や障がい者に限定しない支援体制構築が第2期再犯防止推進計画の策定にあたって課題提起された。**



## 支援体制構築のための検討会の実施へ

- 「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会」を令和5年～令和6年にかけて合計6回実施。
- 主な参加機関：鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県定着支援センター、鳥取県

# 保護司よりそい支援事業

➤ 検討会の結果、以下の新規事業の設立に至った

➤ (R7新)保護司よりそい支援事業 1,960千円 (国:1/2、県1/2)

内容	予算
(1)保護観察終了者が元担当保護司に相談した場合、保護司に必要な経費の支援を行う。 ・単価3,440円/回 法務省の保護司実費弁償金支給制度と同単価 ・法務省制度では対応できない範囲を対応 ・委託:鳥取県保護司会連合会	1,062千円
(2)満期出所者等からの相談を受け付けるため、保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」(鳥取市、倉吉市、米子市の3か所)に相談対応体制を整備する。(人件費、事務費の負担) ・委託:鳥取県保護司会連合会	
(3)その他、支援体制に係る連絡会や周知に係る広報を行う。	898千円

# 保護司よりそい支援事業 支援スキーム

## パターン① 保護司の元担当支援者(保護観察終了者等)



元担当支援者  
(家族等含む)

困りごと相談

助言等



元担当保護司

法務省:元保護観察対象者等に対する相談対応・援助に関する保護司実費弁償金  
単価:3,440円  
同一内容で複数回の対応は対象外。

**鳥取県:保護司よりそい支援事業**  
単価:3,440円(国と同額)  
法務省の実費弁償金制度の対象外となるもののうち、更生に必要なものを支給。  
例:同一内容での複数回対応

# 保護司よりそい支援事業 支援スキーム

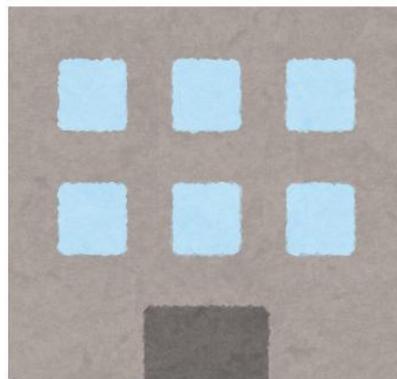
## パターン② 保護司との接点がなかった者(窓口相談)



困りごと相談

助言等

刑務所出所者  
等(保護司と関  
わりがない方)



更生保護  
サポートセンター

鳥取県：  
保護司よりそい支援事業  
更生保護サポートセン  
ターに相談支援体制を構  
築していただき、その運  
営費等を負担。

# 保護司よりその支援事業における相談者の属性別対応の流れ

① 元担当対象者等から(保護司との関係があった保護観察終了後の人など)

かつて担当していた保護観察、生活環境の調整対象であった者又はその家族等(引受人、家族、同居人、雇用主、学校等の関係者)から、元担当対象者の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な相談に応じ、又は援助を実施した場合

元担当保護司

現役保護司に限る

報告書

(法務省様式)を作成⇒保護観察所へ提出

保護司

保護観察所、県保護司会連合会(県保連)

- ・報告書を踏まえ、支援等対応を保護観察所が検討、実施。
- ・報告に対する費用弁償を保護観察所が国と県対象に仕分け。

【弁償金対応】

保護司実費弁償金の関係通達等と照らし合わせて、支給の可否を検討。支給可能案件については、補導費などほかの実費弁償金同様、四半期単位で保護司個人口座に振り込む。

【県予算】

実費弁償金の支給対象とならなかった案件(既に実費弁償金の支給対象とされたものと同じ相談(2回目以降)、近況報告、定期的な交流など)については、**県保護司会連合会と協議の上**、元担当対象者等の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な活動と認められる場合、県保連から保護司個人口座に振り込む。(支給単価3,440円※国単価と同額)。

県保護司会連合会  
(事務全体)

- ・「元担当対象者等からの相談、支援」のうち弁償金対応とならなかった案件及び「刑務所出所者等に対する相談、支援」案件に係る県予算対応の可否検討と支給事務。
- ・県事業に係る情報の集約、整理、分析。

【県予算】

実施のための事務局人件費、経費に委託料(県と県保連がまとめて一本で契約締結)

保護観察所、県保護司会連合会

- ・報告書を踏まえ、支援等対応を保護観察所が検討、実施。
- ・報告に対する費用弁償を保護観察所が国と県対象に仕分け。

【県予算】

**県保連と協議の上**、刑務所出所者等の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な活動と認められる場合、県保連から保護司口座に振り込み。支給単価3,440円(国単価同額)。

\*企画調整保護司:処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から保護観察所長により指名され、サポートセンターに駐在

更生保護サポートセンター(鳥取、倉吉、米子)

【県予算】

相談支援窓口とするための経費(運営費、関係機関との連携のための活動経費※単価1,460円)について委託料。

※元担当保護司又は保護司が、サポセンに常駐する企画調整保護司を指名されている場合で、その従事時間中の相談、支援については、企画調整保護司として支給される特殊事務処理費との二重払いにならないよう、別途、保護観察所から対応検討。

② 刑務所出所者等から(保護司との関係がなかった満期釈放者や保護観察がなかった人)

【②-1】

①以外の者から保護司個人への相談

【②-2】

①以外の者から更生保護サポートセンターへの相談

# 事業に係る広報物(チラシ)

▶周知用チラシ・カードを作成し、関係機関に配布することで周知を図っている。

ほごし こうせいほご  
**保護司・更生保護サポートセンターは  
あなたの立ち直りの味方です**  
一人で悩まずにご相談ください



更生保護のイメージキャラクター  
更生ペンギンのなごちゃん・サラちゃん

保護司は、犯罪や非行をした人たちが、スムーズな社会生活が営めるよう、相談に応じ、必要な助言を行う民間のボランティアです。

**こんなお悩みありませんか？**

- 誰に相談したらよいかわからない
- 刑務所を出たが働き口がない
- 地域にうまくなじめない...
- 刑務所を出たがアパートの入居を断られるのでは？

保護司と更生活動をサポートする  
更生保護サポートセンターが様々な相談をお受けします！

更生保護サポートセンターの連絡先は表裏へ



県品独・孤立対策課

令和7年11月作成

## 鳥取県内更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護活動の拠点です。犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域社会で支援することや犯罪を未然に防止する犯罪予防活動など、関係機関・団体などと連携した更生保護活動の充実強化を目的として設置されています。

**東部** 鳥取更生保護サポートセンター  
鳥取市幸町151 鳥取市人権交流プラザ内  
**0857-21-3203**  
(平日9時～15時30分)

**中部** 倉吉更生保護サポートセンター  
倉吉市住吉町77-1 倉吉市文化活動センター内  
**0858-23-1241**  
(平日10時～16時)

**西部** 米子更生保護サポートセンター  
米子市博労町4丁目169-1 米子市役所博労町庁舎内  
**0859-34-7276**  
(平日10時～16時)

秘密は守ります      相談料はかかりません      名前を伏せて相談いただけます

県内3か所に設置している更生保護サポートセンターには保護司が駐在しており、刑を終えて出所した人やそのご家族への相談窓口を設置しています。

- 面接や電話での相談を受け付けています。
- 秘密厳守・相談無料ですのでお気軽にご相談ください。
- 必要に応じて専門機関へもおつなぎします。

※電話相談に伴う通話料は、相談者の負担となります。

〈県HP QR〉



# 保護司よりそい支援事業 支援実績

- 令和7年度において、2件の実績が上がっている。

対応者 (保護司or更生保護 サポートセンター)	内容	対応
更生保護サポートセンター	・数十万円の負債があり、年金の相当部分を返済に充てている。医療系国家資格を有しているが、様々な疾病に罹っており、就労困難。債務整理と生活保護申請を考えている。	・サポセン職員が市町村の生活困窮相談窓口を案内し、同行。同窓口経由で役場内の生活保護申請窓口への相談につながった。 ・今後の見込みがたち、相談者本人も安心して帰宅された。
更生保護サポートセンター	・市役所からサポセンを紹介され、電話相談。仕事がなく困っており、仕事を紹介してほしいとの要望。	・保護司や保護司会では仕事の斡旋ができないため、ハローワークに行き、相談するよう助言した。